

議案第 4 号

川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市岡本太郎美術館条例の一部を改正する条例

川崎市岡本太郎美術館条例（平成 11 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 17 条とする。

第 12 条第 4 項中「関係者並びに」を「関係者、」に改め、「有する者」の次に「並びに市民」を加え、同条を第 16 条とし、第 11 条を第 15 条とする。

第 10 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 14 条とし、第 9 条を第 13 条とする。

第 8 条中「第 5 条」を「第 9 条」に、「第 6 条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に改め、同条を第 12 条とし、第 5 条から第 7 条までを 4 条ずつ繰り下げる。

第 4 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者）

第 5 条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に美術館の管理を行わせる。

- (1) 美術館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、美術館の効用を最大限に發揮するとともに管理経

費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書の内容に沿った美術館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、美術館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する事務。
- (2) 美術館の広報活動に関する事務。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、美術館の管理に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第8条 美術館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする、ただし、指定管理者は、必要があると認めるとときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

開館時間	午前9時30分から午後5時まで
休館日	(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） (2) 休日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

別表第1中「（第5条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

別表第2中「（第6条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に4条を加える改正規定（第5条（指定管理者に美術館の管理を行わせることに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）及び第12条の改正規定（同条を第16条とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

岡本太郎美術館の管理の一部を指定管理者に行わせることとすること等のため、この条例を制定するものである。